

令和2年（2020年）

第11回大阪狭山市教育委員会
定例会議議事録

令和2年（2020年）11月26日 開催

大阪狭山市教育委員会

第11回大阪狭山市教育委員会定例会議議事録

令和2年（2020年）11月26日（木）

午前9時30分 開議

市役所3階 委員会室

出席委員（5名）

竹谷	好弘	教育長
山田	順久	教育長職務代理者
田川	宜子	委員
河合	洋次	委員
井上	寿美	委員

出席事務局の職員

山崎	正弘	教育部長
酒匂	雅夫	教育部理事
松本	幸代	こども政策部長
北野	真也	教育総務グループ課長
尾島	肇	学校教育グループ課長
林部	雅司	社会教育・スポーツ振興グループ課長
寺本	芳之	歴史文化グループ課長
井上	知久	子育て支援グループ課長
浜口	亮	保育・教育グループ課長
酒谷	由紀子	学校教育グループ参事

書記

荒川	郁代	教育総務グループ参事
中村	圭吾	教育総務グループ主査
御田	青波	教育総務グループ主査

議事日程

開会

教育長報告

議事

- 日程第1 報告第39号 大阪狭山市いじめ問題調査委員会及び大阪狭山市いじめ問題再調査委員会条例について
- 日程第2 報告第40号 令和2年度(2020年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第15号 教育委員会関係)について
- 日程第3 報告第41号 令和2年度(2020年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第16号 教育委員会関係)について

閉会

○各グループの報告事項

教育長（竹谷好弘）

改めまして、おはようございます。

本日の出席委員数は定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。ご報告いたします。

ただいまから、令和2年第11回教育委員会定例会議を開会いたします。

なお、会議録の署名委員は、会議規則によりまして、田川委員、河合委員を指名いたします。

教育長活動報告でございますが、資料を見ていただきますと、10月27日に定例会議を前回やりました。

10月29日、大阪府都市教育長協議会の研修会に参加いたしました。これは貝塚市で視察ということで、学校プールの民間委託という内容で研修に行っていました。

11月1日、ライオンズ国際平和ポスターコンクール表彰式ということで参加をいたしました。挨拶をさせていただきました。

11月3日は、文化の日の表彰式ということで、ご参加ありがとうございました。ここでも式辞を述べさせていただきました。

11月10日は、これは大阪府のほうですけども、文化の日の表彰式に出席をいたしました。

11月14日、狭山池シンポジウムを開催いたしました。「北条氏と豊臣政権」ということで、小田原北条の専門の先生方をお招きして、狭山との北条との関連性を深掘りしていただいたというところでございます。

以上、簡単でございますが、教育長活動報告でございます。

よろしいでしょうか。

それでは、早速でございますが、議事に移りたいと思います。

本日の議案でございますが、日程第1、報告第39号、大阪狭山市いじめ問題調査委員会及び大阪狭山市いじめ問題再調査委員会条例につい

てを議題といたします。

担当に説明を求めます。

教育総務グループ課長（北野真也）

それでは、報告第39号、大阪狭山市いじめ問題調査委員会及び大阪狭山市いじめ問題再調査委員会条例についてご説明を申し上げます。

資料につきましては、1ページから6ページまでとなっております。

また、別途に、教育総務グループの参考資料をお手元に配付させていただいておりますので、併せてご参照いただければと思います。

まず、教育総務グループ参考資料の1ページのほうをご覧ください。

条例制定の理由でございますが、平成25年に成立いたしましたいじめ防止対策推進法の施行に伴い、地方公共団体に対して同法第12条に基づく地方いじめ防止基本方針及び同法第13条に基づく学校いじめ防止基本方針の策定が求められたことを受け、本市におきましても、国及び大阪府の基本方針等を参酌し、大阪狭山市のいじめ防止基本方針及び学校いじめ防止基本方針をそれぞれ策定するとともに、本市教育委員会の附属機関として、弁護士、医師、心理や福祉の専門家など専門的知見を有する委員で構成するいじめの未然防止対策に係る調査研究等を行う機能と法第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合の調査機能を兼ね備えた組織でございます大阪狭山市いじめ問題等対策委員会を設置し、いじめ防止等のための対策に取り組んでまいりました。

今般、本市におけるいじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処をより実効的かつ公正公平なものにするため、本市のいじめ防止基本方針を本年10月に改訂し、新たに大阪狭山市いじめ問題調査委員会を教育委員会の調査組織として設置することで、いじめ問題等対策委員会から重大事態に関する調査機能を移行し、また

その調査結果について報告を受けた市長が、当該報告に係る重大事態への対処または防止のため必要があると認めるときに再調査を行う市長の附属機関として大阪狭山市いじめ問題再調査委員会を設置するため、本条例を制定するものでございます。

なお、改訂版のいじめ防止基本方針につきましては、学校教育グループの資料として別途お手元に配付させていただいております。

次に、教育総務グループの参考資料1ページの下段から3ページまでと、議案資料の2ページから5ページの条例案を併せてご覧いただければと存じます。

それでは、条例案の概要でございますが、本条例は第1章の総則に関する規定、第2章の大阪狭山市いじめ問題調査委員会に関する規定、第3章の大阪狭山市いじめ問題再調査委員会に関する規定の3つの章立てで構成されております。

次に、各条項等の説明でございます。

第1章では、第1条として本条例の趣旨を定めております。

次に、第2章でございます。

第2条につきましては、大阪狭山市いじめ問題調査委員会の設置に関する規定でございます。第3条においては、いじめ問題調査委員会の所掌事務として大阪狭山市教育委員会の諮問に応じ、いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定に基づき、重大事態に対処をするための調査を行うことを定めるものでございます。

第4条につきましては、いじめ問題調査委員会の組織構成や委員の任期等に関する規定でございます。第1項では、委員は5名以内で組織することを定めております。

第2項では、委員は法律、医療、教育、心理または福祉の分野に関し優れた見識を有する者、その他教育委員会が認める者のうちから、教育

委員会が委嘱することを定めております。

第3項では、委員の任期については2年とし、補欠の委員の任期については前任者の残任期間とし、再任は妨げない旨を定めております。

第4項では、委員は調査の対象となった問題事態について利害関係を有する等の事由により当該調査の公平性または中立性を害するおそれがあると認めるときは、当該調査に関わることができない旨の除斥事項を定めております。

第5条につきましては、いじめ問題調査委員会の所掌事務を遂行するにあたり、調査の補助が必要と認めるときは、いじめ問題調査委員会の専門委員を設置することができること、また、その専門委員の任期についての規定でございます。任期については第2項において委嘱の日から当該調査が終了した日までと定めております。

第6条につきましては、いじめ問題調査委員会の委員長及び副委員長の職務等について、第7条については、いじめ問題調査委員会の会議における議事運営事項について、それぞれ所要の事項を定めております。

また、第7条第5項では、いじめ問題調査委員会の会議は非公開とすることを定めております。

第8条でございます。

いじめ問題調査委員会の委員及び専門委員の守秘義務でございます。

第9条では、いじめ問題調査委員会の庶務については、教育部において処理を行うことを定めております。

第10条につきましては、第2章に関する委任規定でございます。調査委員会の運営に関し必要な事項は教育委員会規則において別に定めることとしております。

続きまして、第3章でございます。

第11条につきましては、大阪狭山市いじめ問

題再調査委員会の設置に関する規定でございます。第12条においては、いじめ問題再調査委員会の所掌事務として、いじめ防止対策推進法第30条第2項の規定に基づき、いじめ問題調査委員会の調査結果の市長への報告に対し、当該報告に係る重大事態への対処やまたは当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、市長が必要と認めた場合は、その諮問に応じ再調査を行うことを定めるものでございます。

第13条につきましては、再調査委員会の組織構成や委員の任期等に関する規定でございます。内容につきましては、第4条関係でいじめ問題調査委員会について規定したものと同じでございますので、説明は省略させていただきます。

第14条につきましては、いじめ問題再調査委員会の所掌事務を遂行するにあたり、再調査の補助が必要と認めるときは、いじめ問題再調査委員会に専門委員を設置することができること、またその専門委員の任期についての規定でございます。任期については、第2項において委嘱の日から当該再調査が終了した日までと定めております。

第15条につきましては、第2章の大阪狭山市いじめ問題調査委員会に関する規定のうち、第6条から第8条までに規定しております委員長及び副委員長の職務等について、会議における議事運営事項について、守秘義務についての所要の事項につきましては、いじめ問題再調査委員会について準用する旨を定めております。

第16条では、いじめ問題再調査委員会の庶務については、市民生活部において処理を行うことを定めております。

第17条につきましては、第3章に関する委任規定でございます。再調査委員会の運営に関し必要な事項は、市の規則において別に定めることとするものでございます。

次に、附則関係でございますが、本条例の施

行期日につきましては、公布の日からと規定するとともに、経過措置として、最初に行われる調査委員会の会議の招集は教育委員会が、再調査委員会の会議の招集は市長が行うことを規定しております。

また、本条例の制定に伴い、報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正いたしますので、資料6ページの新旧対照表のほうをご覧ください。ただし、存じますが、「いじめ問題等対策委員会委員」の項中に規定する報酬の額については、大阪府教育委員会の取扱いや他市の状況等を踏まえ現行の3万円を超えない範囲から2万円を超えない範囲に改めます。

また、新たに設置いたしますいじめ問題調査委員会委員、いじめ問題調査委員会専門委員、いじめ問題再調査委員会委員及びいじめ問題再調査委員会専門委員の報酬額を、それぞれ会議1回につき2万円、調査1時間につき1万円と定めます。

以上で、報告第39号の説明とさせていただきます。

なお、本案件につきましては、ご承認をいただきましたら、本年の12月定例会に条例案を上程する予定になってございますので、よろしく願いいたします。

非常に簡単な説明ではございますが、以上でございます。

教育長（竹谷好弘）

説明をいただきました。

ただいまの説明について、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

河合委員。

教育委員（河合洋次）

調査委員会というのは常設ではないんですね。

教育総務グループ（北野真也）

調査委員会につきましては、今のところ常設

でということで、条例等は想定しております。

教育委員（河合洋次）

あ、常設なんですね。

教育総務グループ（北野真也）

はい。

教育委員（河合洋次）

何か問題が起こったときに設置するわけではなく、もう常にあるんですか。

教育総務グループ（北野真也）

そのようにご認識いただければと思います。

教育委員（河合洋次）

では、何かあればすばやく、選任手続きなどなくすぐに対応できるということですね。

教育総務グループ（北野真也）

はい。事前に調査委員の任命、委嘱はこちらのほうから、大阪弁護士会、大阪狭山市医師会、もう一つは大阪府臨床心理士会に事前に声かけ、相談もさせていただきまして、選任だけは先に済ませておき、問題が起こったときには、速やかにその会議が開けることを想定しての条例とさせていただきたいと思います。

教育委員（河合洋次）

ありがとうございました。

教育長（竹谷好弘）

関連して、設置のスケジュールというのは、大体、日程的にはどういう流れとなりますか。

教育総務グループ（北野真也）

設置日でございますけれども、一応、条例の施行日が公布の日からということになってございまして、12月議会の最終日が今のところ12月22日の予定というふうに伺っておりますので、その日をもってこの条例は効力を発するという形になります。今のところ、事前に、先ほど申し上げました関係機関への声かけというのはさせていただいておるんですけれども、まだ正式なお答えというのはいただけていない状況でございまして、条例の公布後、可能な限り速やか

に委嘱はできるようにという計画で、今のところは進めていると、そういう状況でございます。

教育長（竹谷好弘）

ありがとうございます。

ほかに何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

井上委員。

教育委員（井上寿美）

何か重大事案が起こったときに、会議、委員会が開催されてという状態になるんだろうと思うんですけども、例えば、この委員会が、いじめが起こらないように市内の学校園所がきちっと対応できているのかという調査を試みたりとか、そういう意向で動くというか、会議開催をするというような、ある程度少し独立した動きをすることなどは可能なのでしょうか。

教育長（竹谷好弘）

担当。

教育総務グループ（北野真也）

その点につきましては、既存のいじめ問題等対策委員会というのがございまして、そちらで従来より市内のいじめの状況でありますとか、それに対する防止の手立て等の意見を頂戴しているところでございます。重大事態以外のいじめに対する対応についても、そこでご意見を頂戴するというを想定しております。

以上でございます。

教育委員（井上寿美）

ありがとうございました。

教育長（竹谷好弘）

ほかに何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

1点だけ。このいじめ防止基本方針の12ページのこのフロー図なんですけれども、重大事態がどういうものかというのは法に規定されているんですかね。法で規定されている、これは9ページの重大事態とはどんなものかというのが

書いてあって、この12ページのフロー図の一番上、重大事態が発生して、学校から教育委員会が報告を受けるという中で、調査の主体を判断するという流れになってくるということですね。ですから、この重大事態を、既存の今ご説明のあったいじめ問題等対策委員会で扱っていくものなのか、はたまた重大事案としていじめ問題調査委員会として扱っていくものなのか、この調査の主体を判断するという、ここの判断というのが結構重要な行為に、教育委員会としてなってくるのかなと受け止めているんですけども、これは実際の実務の中ではどのような判断プロセスを想定しているのかについて、ちょっと共有しておきたいと思うんですが、どうでしょうか。

教育総務グループ（北野真也）

想定をしておりますのは、重大事態に至るまでの対応は、いじめ問題等対策委員会で一定対応を行う。ただし、これはもうやはり重大事態として取り扱うべき案件であるというときには、いじめ問題等対策委員会の意見を聞きつつ、教育委員の皆様にもお諮りして、教育委員会としていじめ重大事態として取り扱うことを決めて、調査主体も判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

教育長（竹谷好弘）

分かりました。

ということは、いずれにしても、教育委員会のほうでいじめ問題調査委員会の案件として扱っていくという判定をするタイミングがあるということですね。そういうことを共有させていただきました。

ほかに何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

ないようでございますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

日程第1、報告第39号、大阪狭山市いじめ問題調査委員会及び大阪狭山市いじめ問題再調査委員会条例については承認されました。

続きまして、日程第2、報告第40号、令和2年度（2020年度）大阪狭山市一般会計補正予算（第15号 教育委員会関係）についてでございますが、その次の日程第3、令和2年度大阪狭山市一般会計補正予算（第16号 教育委員会関係）については、内容は関連いたしますので、一括して議題と扱わせていただきたいと思います。

担当に説明を求めます。

教育総務グループ（北野真也）

それでは、報告第40号、令和2年度（2020年度）大阪狭山市一般会計補正予算（第15号 教育委員会関係）及び令和2年度（2020年度）大阪狭山市一般会計補正予算（第16号 教育委員会関係）について、一括してご説明のほうをさせていただきます。

資料につきましては、7ページから12ページまでとなっております。

それでは、8ページのほうをご覧ください。

まず、第15号の補正予算につきましては、国によります新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した本市の緊急応援策の第3弾として事業実施するものでございまして、今12月定例会に補正予算案を上程し、議会初日に即決案件としてご審議いただく予定のものとなっております。

内容としましては、教育費、教育総務費、教育指導費、ICT活用事業では、児童生徒一人一人に合った学びをサポートするため、小中学生向けデジタルドリルの購入に関する業務委託料でございます。

教育費、小学校費、小学校管理費、コンピュ

一タ設置事業では、小学校低学年を対象としたタブレット端末の保護カバーの購入を行うための消耗品費の計上でございます。役務費及び委託料においては、GIGAスクール構想で整備しましたタブレット1人1台の環境下でスムーズな通信環境を確保するため、現在、第三中学校に集約しております小中学校のコンピュータネットワークを学校ごとに分散させ、各校の通信容量を増幅させることでオンライン学習環境のさらなる充実を図るものでございます。

また、中学校費の役務費及び委託料につきましても、小学校費と同様の目的によるものでございます。

次に、社会教育費、図書館費、図書館管理事業では、10月1日にスタートしました大阪狭山電子図書館のさらなる充実のため、電子図書コンテンツの使用料を計上しております。

以上、合計として3,299万3,000円の増額補正でございます。

続きまして、第16号の補正予算でございます。10ページをご覧ください。

まず、債務負担行為補正でございますが、子ども園調理等委託事業におきまして、令和2年度から令和5年度までの期間に限度額として8,316万円を計上するものでございます。

次に、歳入でございます。

11ページをご覧ください。

国庫支出金におきまして、民生費国庫負担金、児童福祉費負担金の子どものための教育・保育給付金国庫負担金で558万1,000円の計上でございます。

府支出金におきましては、民生費府負担金、児童福祉費負担金で226万4,000円の計上でございます。

次に、歳出でございます。

12ページをご覧ください。

民生費では、児童福祉費の児童福祉総務費、

母子家庭等対策総合支援事業において、未婚の臨時特別給付金給付事業の国庫補助金の超過交付によります返還金でございます。

子ども・子育て支援給付事業では、地域型保育給付費で1,084万7,000円、子育てのための施設等利用給付事業では、子育てのための施設等利用給付費国庫負担金及び府負担金の超過交付による返還金の計上でございます。

また、児童措置費では、児童扶養手当支給システム改修業務委託料の計上でございます。

続きまして、教育費でございますが、教育総務費では、今12月定例会議会に上程予定の大阪狭山市いじめ問題調査委員会及び大阪狭山市いじめ問題再調査委員会条例の制定に伴いまして、教育委員会で所管いたします調査委員会の委員報酬の計上でございます。

小学校費及び中学校費では、新型コロナウイルス感染症対策用としまして、保健衛生用品の購入のための消耗品費と、令和3年度から使用する中学校教科用図書の採択替えに伴う指導書等の購入による予算計上でございます。

幼稚園費では、子育てのための施設等利用給付費国庫負担金及び府負担金の超過交付による返還金の計上でございます。

最後に、社会教育費及び保健体育費でございますが、消耗品費及び備品購入費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策用の保健衛生用品等の購入のための予算計上でございますが、公民館管理事業の工事請負費につきましては、公民館施設のアスベスト除去等の工事によるものでございます。

以上、合計としまして2,985万1,000円の増額補正でございます。

詳細につきましては、ご質問のほうを頂戴しましたら、関係所属のほうからご説明させていただきますので、どうぞよろしく願います。

以上、報告とさせていただきます。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問等ありますか。

田川委員。

教育委員（田川宜子）

この歳出、12ページの歳出の民生費の中の項目細目節があって、説明のところに未婚の臨時特別給付金給付事業と事業費国庫補助金と、下も国庫補助金なんですけど、事務と事業は違うんですね。

子育て支援グループ課長（井上知久）

そのとおりです。給付する、単価1万7,500円の分なんですけれども、それが事業費で、あとそれに関連するいろんな消耗品とかそういったものが事務費になります。

教育委員（田川宜子）

分かりました。すみません。ありがとうございます。

教育長（竹谷好弘）

ありがとうございます。

ほかに何かありますか。

教育委員（山田順久）

同じく12ページの小学校費・中学校費のところの消耗品というのは、コロナ対策ということでしょうか。内容と、どのような取組されているのかということ具体的に教えていただけますでしょうか。

教育総務グループ課長（北野真也）

こちらの小学校費・中学校費で計上しております消耗品費でございますけれども、主なものとしては、手指消毒用のアルコールの購入でございます。これも、今年に入りまして前期分として同じような形で補正予算からアルコール等の購入もさせていただいたのですが、これから冬を迎えるにあたりまして、同等量のアルコールを購入する目的で予算計上をさせていた

だしているものでございます。

教育長（竹谷好弘）

この中学校教科はどうですか。こっちの小学校は消耗費でもんね。

学校教育グループ課長（尾島肇）

こちら、中学校教科書指導書等購入事業としまして、今年度採択しました令和3年度使用の中学校教科書の教師用指導書を購入させていただき事業でございます。

教育委員（山田順久）

コロナ対策で、今ご説明いただいたんですけども、各学校の取組というのは、どんな感じなんだろう。十分にできているのか、もしくは何か足りないものがあるとか、そういう状況というのはないんでしょうか。

教育長（竹谷好弘）

担当。

学校教育グループ課長（尾島肇）

コロナ対策としまして、特に力を入れておりますのは、コロナウイルスを校内にまず持ち込ませないというところで、特に学校教育グループとして指導しておりますのは、児童生徒の登校時の様子です。検温や体調のチェックでありますとか、登校後、手洗いを行うというような部分での指導。そこで、やはりアルコール等の消耗品が必要であるというような問合せもございますので、教育総務グループと連携しながら、そちらの消耗品は提供させていただいているということと、あと、国から保健事業費といいますが、このコロナ対策の補助金が別途ございまして、そちらで備品でありますとか、あるいはアルコール等以外の消耗品について、学校の必要に応じて購入していると、そのような状況でございます。

教育長（竹谷好弘）

ほかに何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

はい、どうぞ、山崎部長。

教育部長（山崎正弘）

この後の総合教育会議にも若干関係があるので、デジタル教材の導入事業の概略を説明しておいてもらってもいいでしょうか。

教育長（竹谷好弘）

担当。

学校教育グループ課長（尾島肇）

こちらのデジタル教材、8ページにございます教育費の中のデジタル教材導入業務委託料についてでございますが、こちらは小中学校の児童生徒用のタブレット端末で活用できるデジタルドリル、小中とも国語、算数もしくは数学、英語、社会、理科の5教科のデジタルドリルのライセンスを委託料として導入するものでございまして、5年間で1教科28万円掛ける5教科掛ける学校数ということで積算しております。

こちらのデジタルドリルの導入のメリットでございますけれども、児童生徒にとっては自動採点機能があったり、あるいは苦手な単元の解説動画を視聴できるというような機能がございます。また、苦手なプリントが自動的に表示されたり、自分が学習に取り組んだ分量を視覚的に表示する等、このタブレット端末を活用した個別最適化された学習を進めるのに非常に効果的と考えております。

また、教員にとっては、児童生徒の学習履歴を管理する機能があったり、あるいは教員が自作した問題を配信できるという機能もございまして、そのような観点から、ぜひ導入を進めていきたい事業でございます。

以上でございます。

教育長（竹谷好弘）

これは、5年間分ではなくて、毎年5年分という、毎年この金額ということでしょうか。

学校教育グループ課長（尾島肇）

これは5年間ということで、5年分の委託料

でこの金額となっております、単年度よりも少しお安く導入できるということになってございます。

教育長（竹谷好弘）

そしたら、5年分の経費を、もうここで一括して、執行すると5年間使えるということですね。分かりました。

ほかに何かご意見、ご質問等ございませんか。ないようでございますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

日程第2、報告第40号、令和2年度（2020年度）大阪狭山市一般会計補正予算（第15号 教育委員会関係）についてと日程第3、報告第41号、令和2年度（2020年度）大阪狭山市一般会計補正予算（第16号 教育委員会関係）については承認されました。

本日の議案は以上でございます。

これをもちまして、本日の教育委員会定例会議を閉会いたします。

以上

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、署名する。

教育委員会教育長

教育委員会 委員

教育委員会 委員

教育委員会事務局職員